

第6章 計画の推進に向けて

1. 市民との協働

基本方針にも示したとおり、この計画は、地域福祉の基本方針を定めたものであり、本計画に基づき、福祉のまちづくりを推進するにあたっては、市民・関係団体等との協働が不可欠となります。

このため、計画推進にあたっては、行政及び社会福祉協議会と、市民、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア、自治区、老人クラブ等の地域の組織、福祉サービス事業者等とが協働して、地域に根ざした取組みを進めていきます。

2. 市と社会福祉協議会との連携

この計画は市の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に定めた計画であることから、推進に際しても、市と社会福祉協議会が緊密に連携しながら、地域福祉の取組みを進めていきます。

3. 計画の進捗管理

この計画は、地域福祉全般に関わる理念や基本方針を定めた計画であり、推進に際しては、社会福祉協議会をはじめ、市の関係各部署が連携し、同一の方向性を持って進めていくことが必要です。

このため、計画の進捗管理にあたっては、それぞれの担当部署で、年度ごとの状況を把握・評価し、その後の計画の推進に努めていきます。また、全体の概要については、地域福祉計画策定委員会を引き続き設置し、進捗状況の管理や計画の見直し等について検討します。

4. 計画の周知

この計画を推進するためには、市民や関係団体等が計画の内容を知り、行動してもらうことが必要です。

このため、計画の概要版を作成・配布する、市報や市公式ホームページ等を活用するなど広く情報発信を行います。

資料編

1. 計画の策定経過

月日	会議等	内 容
6/29	第1回ワーキング会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画・地域福祉活動計画について ・アンケート調査項目について ・第3期の評価について
7/14	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の委嘱及び役員選出 ・計画の策定体制(ワーキング会議の設置)について ・地域福祉計画・地域福祉活動計画について(策定ポイント) ・アンケート調査項目について ・第3期の評価証について
7/22~8/19	第3期評価シートの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・担当課による評価シートの作成
8/5~9/12	福祉関係団体等アンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送による調査票の配布・回収
8/26~9/30	市民意識調査の実施 (総合政策課)	<ul style="list-style-type: none"> ・無作為抽出者 3,000 人対象による web 回答。(一部紙媒体回答)
10/24~28	第2回ワーキング会議 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・各アンケート、第3期評価の総括及び課題の整理についての意見聴取
11/8	第3回ワーキング会議	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の骨子案について ・今後の作業について
11/14~22	施設や各種団体、地域のネットワークなど社会資源の棚卸し	<p>包括的な支援体制の整備 共通して取り組むべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課、社協からの意見聴取、社会資源の洗い出し作業
11/18	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の骨子案について
12/14	第4回ワーキング会議	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念について ・計画素案について
12/26	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念の承認 ・計画(案)について
1/18~2/3	パブリックコメントの実施	意見：1件
2/9	第5回ワーキング会議 (書面開催)	<p>パブリックコメントの報告 今後のスケジュール</p>
2/20	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの報告 ・計画(案)の承認について ・計画の概要版(案)について 等

2. 由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定及び推進するに当たり、広く市民の意見を聴くため、由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進状況の把握に関すること。
- (3) 計画の推進の方策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民の代表者
- (4) 由布市社会福祉協議会の代表者
- (5) 市の職員

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキング会議)

第7条 委員会の下に、計画の内容について協議及び検討を行うため、由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定ワーキング会議（以下「ワーキング会議」という。）を置く。

2 ワーキング会議は、計画策定に係る由布市の職員及び由布市社会福祉協議会の職員で組織する。

3 ワーキング会議は、福祉課長が招集し、結果を委員会に報告する。

(報酬等)

第8条 委員（第3条第2項第4号及び同項第5号に規定する委員を除く。）に対する報償金は、予算の範囲内でこれを支払うことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

3. 由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

役職	氏名	構成	備考
委員長	土 師 壽 三	由布市社会福祉法人施設経営者協議会	
副委員長	山 出 三 男	挾間町民生児童委員協議会	~R4.11.30
委員	板 井 信 彦	挾間町民生児童委員協議会	R4.12.1~
委員	田 中 豊	庄内町民生児童委員協議会	~R4.11.30
委員	麻 生 敬	庄内町民生児童委員協議会	R4.12.1~
委員	平 尾 雄 一	湯布院町民生児童委員協議会	~R4.11.30
副委員長	衛 藤 哲 雄	湯布院町民生児童委員協議会	R4.12.1~
委員	渡 邊 真 由 美	由布市主任児童委員連絡会	~R4.11.30
委員	江 藤 き み 子	由布市主任児童委員連絡会	R4.12.1~
委員	安 部 隆 司	由布市自治委員会連合会	
委員	浦 松 辰 信	由布市老人クラブ連合会	
委員	工 藤 康 則	由布市身体障害者福祉協議会連合会	
委員	菊 川 哲 也	由布市介護支援専門員協会	
委員	佐 藤 誠 一 郎	由布市社会福祉協議会	
委員	佐 藤 重 喜	健康増進課	
委員	小 野 嘉 代 子	子育て支援課	
委員	工 藤 由 美	高齢者支援課	

(13人)



4. 福祉関係団体等アンケート回答団体

関係団体等アンケート 回答団体一覧

No.	団体名
1	由布市自治員会連合会
2	由布市民生委員・児童委員協議会
3	由布市身体障害者福祉協議会連合会
4	由布市老人クラブ連合会
5	由布市社会福祉法人施設経営者協議会
6	認知症の人と家族の会大分県支部（挾間の集い、湯布院の集い）
7	NPOはさま未来クラブ
8	由布市保護区保護司会
9	挾間町更生保護女性会
10	庄内町更生保護女性会
11	湯布院町更生保護女性会
12	湯布院ガイドボランティア あさぎりの会
13	庄内町ボランティアの会
14	庄内手話クラブ
15	由布市食生活改善推進協議会挾間支部
16	由布市災害ボランティアバイク隊

*公表することを了承いただいた団体のみ記載しています。
 *地域ごとに組織がある団体についてはそれぞれの組織から回答をいただいています。

5. 用語解説

◆あ行

用語	解説
アウトリーチ	直訳すると「外に手を伸ばす」ことを意味する。福祉分野では、支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届ける取り組み。
SDGs (持続可能な開発目標)	Sustainable Development Goals の略。日本語では「持続可能な開発目標」と呼ばれ、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際的な目標。
SNS	「Social Networking Service」の略。インターネット上で、個人同士が繋がれるような場所を提供しているサービスの総称。代表的なSNSとして、LINE・Twitter・Instagram・Facebook等が挙げられる。
NPO	Non-Profit Organization 又は Not-for-Profit Organization の略。日本語では「非営利団体」と呼ばれ、利益を得ることを目的とせず、主に福祉、教育、環境などの分野で社会貢献活動を行う民間組織。

◆か行

用語	解説
核家族化	人口の都市集中などが進み、3世代家族等の大家族が減少し、核家族（夫婦とその未婚の子どもからなる家族）が増加すること。
基幹相談支援センター	地域の障がい福祉に関する相談・支援の中核的役割を担う機関。障がいのある人やその家族のための総合相談窓口として、社会にとけこみ自立した生活を送れるように必要な援助や情報提供を行う。
協力雇用主	犯罪や非行をした人の自立や社会復帰に協力することを目的に、犯罪や非行をした人を雇用し、又は雇用しようとする事業主。
権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がいのある人の権利を擁護したり、ニーズ表明を支援し代弁したりすること。
更生保護	犯罪や非行をした人に対し、社会の中で立ち直りに向けた指導や支援を行うことにより、再犯を防ぎ、社会復帰と自立を助ける活動。
更生保護女性会	犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪や非行をした人の更生保護に協力することを目的とするボランティア団体。
個別避難計画	平常時から避難支援等関係者へ名簿情報を提供することに同意された方について、災害時に迅速かつ適切な避難支援ができるように作成する計画。

◆さ行

用語	解説
災害ボランティアセンター	災害ボランティアの受け入れ窓口となり、被災地でのボランティア活動を支援する臨時の組織。
サロン	誰もが参加でき、様々な世代の人達が集まり、共同で企画を行い運営していく仲間づくり、居場所づくりをする交流の場。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づき設置される、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした民間組織。都道府県や政令指定都市、市区町村を単位に設置されており、住民の多様な福祉ニーズに応えるため、地域の特性を踏まえて、地域のボランティアと協力しながら独自の事業に取り組んでいる。
社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき、所轄庁の認可を受けて設立される法人。
社会を明るくする運動	全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。
障害者手帳	障がいのある人に対し、一定の障がいを持つことを認定し交付される手帳。障害福祉サービスの受給等において必要となるものであり、障がいの内容に応じて、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳がある。
身体障害者手帳	視覚や聴覚、手足、臓器などの身体に一定以上の障がいがあると認められた人に交付されるものであり、障害福祉サービスの受給等において必要となるもの。
スクールカウンセラー	学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため配置され、児童生徒からの相談のほか、保護者や教職員からの相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどを行う「心の専門家」。
スクールソーシャルワーカー（SSW）	問題を抱えた児童生徒に対し、その児童生徒が置かれた家庭や友人関係、地域などの環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなどの様々な方法により、課題解決に向けた支援を行う専門職。SSWは、School Social Worker の略。
生活困窮者自立支援事業	生活保護受給に至ることを可能な限り防ぐことを目的に、生活保護に至る可能性がある人のうち、自立の可能性がある人を対象に、自立に向けた相談支援や住まいの確保、就労、家計の立て直し、子どもの学習支援等の支援を行う事業。
生活保護制度	国が定める保護基準（最低生活費）に世帯の収入が満たない場合、不足する額を保護費として支給し、最低限の生活を保障する制度。

用語	解説
精神障害者保健福祉手帳	統合失調症、うつ病、てんかん、発達障がいなどにより、一定程度の精神障がいの状態にあると認められた人に交付されるものであり、障害福祉サービスの受給等において必要となるもの。
性的少数者（LGBT）	性のあり方について少数派の人々を広く表す総称。LGBT、性的マイノリティ、セクシャルマイノリティとも呼ばれる。LGBTは、Lesbian Gay Bisexual Transgender の頭文字を組み合わせた表現。
成年後見センター	成年後見制度や、権利擁護に関する相談に応じ、成年後見制度の代行手続きや支援、関係機関の紹介なども行う機関。

◆た行

用語	解説
ダブルケア	「子どもの育児」と「親や親族の介護」が同時期に発生すること。晩婚化や晩産化、平均寿命の延伸などの影響により、ダブルケアを行っている人は増加傾向にあると言われている。
男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画すること。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の様々な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域子育て支援センター	子育て家庭に対して、育児不安などについての相談指導、情報提供など育児支援を行う場のこと。
地域包括ケアシステム	可能な限り住み慣れた地域において継続して住み続けることができるよう、ニーズに応じた住宅が提供されることを前提に、医療、介護、予防、見守りなどの多様な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供されていく体制のこと。
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を送るため、高齢者の生活を支える総合的な機関として設置されているもの。
地方再犯防止推進計画	都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進について定めた計画。平成 28 年 12 月に公布・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」において、都道府県及び市町村は「策定に努めなければならない」と定められている。
DV(ドメスティック・バイオレンス)	Domestic Violence の略。家族や恋人など親密な関係にある、又はあった人から振るわれる暴力。

◆な行

用語	解説
ニッポン一億総活躍プラン	女性が輝く社会、お年寄りも若者も、障がいや難病のある方も、誰もが生きがいを感じられる「一億総活躍社会」の実現を目指し、平成 28 年 6 月に閣議決定された計画。
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲で手助けすることができる人。

◆は行

用語	解説
8050問題	ひきこもりなど生活が自立できていない 50 代の子どもを 80 代の親が支える問題。
パブリックコメント	国や地方公共団体等が計画等を策定する際に、その案を広く公表し、住民等から意見や情報を募集する手続き。
ひきこもり	さまざまな要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。
避難行動要支援者	高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する方のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方。
フードバンク	一般企業・法人・住民等から食料の提供を受け、生活に困窮している世帯等に対して提供する仕組み。
法定後見制度	成年後見制度について、家庭裁判所に申立てを行うことで、家庭裁判所が個々の事案に応じて選任した成年後見人等による支援を受けることができる制度。
保護司	法務大臣から委嘱を受けて、社会奉仕の精神をもって、犯罪をした人の改善及び更生を手助けするとともに、犯罪の予防に努めるための社会活動を行う民間のボランティア。
母子保健推進員	地域で安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊婦や乳幼児のいる家庭と行政の橋渡し役として、家庭訪問などを通じたサポートを行う市民ボランティア。

◆ま行

用語	解説
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の生活や福祉に関する相談対応や問題解決の支援にあたる、地域の身近な相談役を務める市民ボランティア。子育てに関する相談等に対応する児童委員を兼務する。

◆や行

用語	解説
ヤングケアラー	本来大人が行うべきと考えられている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。
有償ボランティア	少額の謝礼を受け取り行うボランティア活動。ボランティアを行う側にとっては、やりがいや負担軽減につながり、利用する側にとっては、気兼ねすることなく必要な支援を受けることができるといったメリットがある。
ユニバーサルデザイン	年齢や障がいの有無などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能であることを目指したデザイン。

◆ら行

用語	解説
療育手帳	知的障がい（知的機能の障がいがおおむね 18 歳までにあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態）があると認められる人に交付されるものであり、障害福祉サービスの受給等において必要となるもの。

第4期由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画

編集・発行

由布市 福祉課

〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原 302 番地（由布市役所本庁舎）

TEL：097-582-1265（福祉課直通）／FAX：097-582-1343

社会福祉法人 由布市社会福祉協議会

〒879-5434 大分県由布市庄内町内原 365 番地 1

TEL：097-582-2756／FAX：097-582-2878

令和5年3月発行



由布市